

文教厚生常任委員会活動レポート

開催日：令和8年5月20日(木)

開催場所：1・2号委員会室

町立病院

1. 町立病院の管理運営について

令和8年度4月末現在の入院患者は1日平均101人、病床利用率は58.4%で予算との比較では延べ患者数で178人の減となりました。外来患者は1日平均618.7人で予算との比較では延べ患者数で199人、1.6%の増となります。

入院外来の診療収入は2億9,076万3,000円で、予算との比較では1,224万2,000円増となり前年同月との比較では、1,008万3,000円の減となったとの説明がありました。

【主な質疑】

委員：物価高騰や国際情勢の変化による病院経営への影響をどのように見込んでいますか？

担当：診療材料費などの上昇により厳しい経営環境が続いていますが、「110床プロジェクト」を継続しながら患者確保に努め、職員のモチベーション維持にも配慮しながら地域医療の提供を進めていきます。

町民生活部

1. 地域福祉・障がい者支援事業について

(高齢者の身元確認について)

本年3月26日(木)に発生した町内身元不明遺体発見事件を踏まえて、高齢者が地域や支援機関とのつながりを持たないまま孤立することを防ぐため、情報共有の強化や支援体制の充実について説明を受けました。

【主な質疑】

委員：事件の全容を把握された後に、同様の事案を未然に防ぐため、介護事業者など関係機関との連携強化は考えていますか？

担当：相談先の周知や情報提供を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、支援を必要とする方の把握に努めていきます。

2. その他(介護・看護人材確保に向けた要望書について)

介護人材の要望書検討に向けて連帯保証人2名を維持する必要性(連帯保証人1名への緩和)、法人保証の導入及び保証会社等の活用の可能性について、町民生活部の見解について説明を受けました。

（１）連帯保証人２名維持の必要性

現在、保健福祉職養成修学資金貸付制度では連帯保証人２名を要件としています。町の他の修学資金貸付制度でも同様の取扱いとなっていることから、本制度のみで判断するのではなく、関係部署と協議しながら町として統一した考え方を整理していきます。

（２）連帯保証人１人への緩和

連帯保証人を確保できないことを理由に、修学資金の利用や資格取得を断念することがないように配慮が必要と考えています。他の貸付制度との整合性も踏まえながら、関係部署と協議し検討を進めていきます。

（３）法人保証の導入

法人保証は制度改正により対応可能ですが、卒業後の就職や一定期間の勤務継続を保証する仕組みづくりが課題です。他自治体では専門学校や事業所が連携した人材確保の取組も行われていることから、関係機関と連携しながら調査・研究を進めています。

（４）保証会社等の活用可能性

既存の介護福祉士修学資金保証制度は、市町村独自の貸付制度には適用されないと認識しています。また、民間保証会社等の活用も難しい状況であることから、保証制度の導入よりも、学校や事業所と連携した人材確保の仕組みづくりが現実的であると考えています。

以上の見解を受けて、当委員会でも現実的な可能性について協議し、本件については継続的に町民生活部から報告をいただきながら、調査研究に努めていきます。